議案第85号 説明資料

幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行 条 例	改正条例
○幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 (昭和48年7月30日 条例第29号)	○幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 (昭和48年7月30日 条例第29号)
第1条 略	第1条 略
(設置) 第2条 幕別町におけるコミュニティ活動の推進を図ることを目的として、近隣センター (以下「センター」という。)を次のとおり設置する。 名称 位置 略 略 上当近隣センター 幕別町忠類共栄 146番地2 略 略 第3条~第9条 略	(設置) 第2条 幕別町におけるコミュニティ活動の推進を図ることを目的として、近隣センター(以下「センター」という。)を次のとおり設置する。名称 位置略 略 上当近隣センター 幕別町忠類 <u>協徳246番地2</u> 略 略